

福井県における建設工事従事者の安全  
および健康の確保に関する計画

令和3年3月

# 目次

|   |    |
|---|----|
| 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題 .....   | 1  |
| 1. 建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に必要な環境整備 .....  | 1  |
| 2. 一人親方等への対処の必要性 .....  | 2  |
| 3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保 .....  | 2  |
| 第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針  | 5  |
| 1. 適正な請負代金の額、工期等の設定 .....   | 5  |
| 2. 設計、施工等の各段階における措置 .....   | 5  |
| 3. 建設業者等および建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上 .....   | 6  |
| 4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上 .....  | 6  |
| 5. 建設業における担い手の確保の推進 .....   | 6  |
| 第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき<br>施策 .....                                  | 7  |
| 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 .....   | 7  |
| (1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 .....   | 7  |
| (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定 .....   | 7  |
| 2. 責任体制の明確化 .....   | 8  |
| 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施 .....   | 8  |
| (1) 建設業者間の連携の促進 .....   | 8  |
| (2) 一人親方等の安全および健康の確保 .....  | 8  |
| (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底 .....  | 8  |
| 4. 建設工事の現場の安全性の点検等 .....  | 9  |
| (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自<br>主的な取組の促進 .....                            | 9  |
| (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に<br>資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進 ..... | 10 |
| 5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発 .....   | 11 |
| (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 .....   | 11 |
| (2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の<br>促進 .....                                  | 11 |
| 6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 .....  | 12 |
| (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等 .....  | 12 |
| (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化 .....  | 13 |
| 7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策 .....  | 13 |
| (1) 社会保険等の加入の徹底 .....   | 13 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 .....   | 14 |
| (3) 「働き方改革」の推進 .....           | 14 |
| 8. 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する措置 ..... | 15 |
| 9. 建設業における担い手の確保の推進 .....      | 16 |
| (1) 建設業におけるイメージアップの推進 .....    | 16 |
| (2) 建設業における入職促進および離職防止 .....   | 16 |
| (3) 建設業におけるデジタル化による生産性向上 ..... | 18 |
| (4) 建設業における円滑な事業承継の推進.....     | 18 |
| 第3. 計画の推進体制等 .....             | 19 |
| 1. 県計画の推進体制 .....              | 19 |
| 2 施策の推進状況の点検と計画の見直し .....      | 19 |

<参考資料>

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 計画策定経過 .....                   | 20 |
| 福井県建設工事従事者安全健康確保推進会議委員名簿 ..... | 21 |

## 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する現状と課題

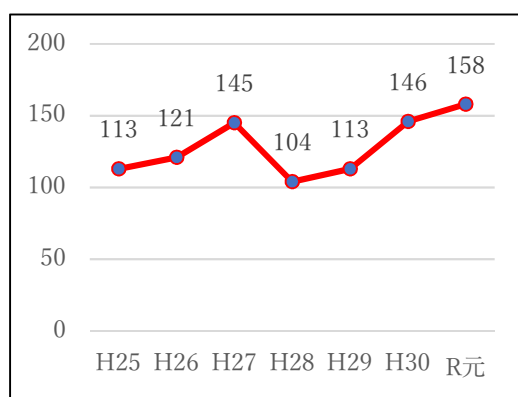
### 1. 建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）および同法に基づく関係政省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和 47 年には 2,400 人にも上っていた建設業における労働災害による死亡者数は、令和元年には 269 人まで減少した。

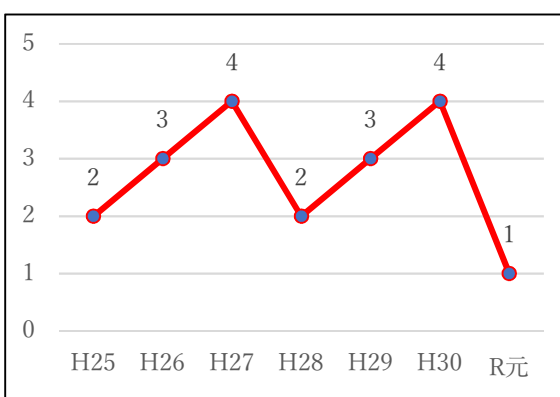
福井県内の建設業における労働災害発生状況は近年増減を繰り返しており、死傷者数は令和元年には 158 人となっている。死亡者数も同様であり、令和元年には 1 人の尊い命が失われるなど、未だその根絶には至っていない。

この状況を重く受け止め、建設工事従事者の安全および健康の確保を推進していくためには、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

福井県における建設業の死傷者数の推移



福井県における建設業の死亡者数の推移



出典：労働災害発生状況（厚生労働省 福井労働局）

単位（人）

## 2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工場の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、令和元年には全国で 92 人、福井県内で 3 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工場の担い手である一人親方等の安全および健康の確保について、特段の対応が必要である。

### 「用語の定義」

- ・一人親方：労働者を使用しないで事業を行う者
- ・一人親方等：一人親方に加えて中小事業主、役員、家族従事者を含む。  
(一人親方等は労働者に当たらないため、労働災害の死傷者数に一人親方等のデータは含まれない。)

## 3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

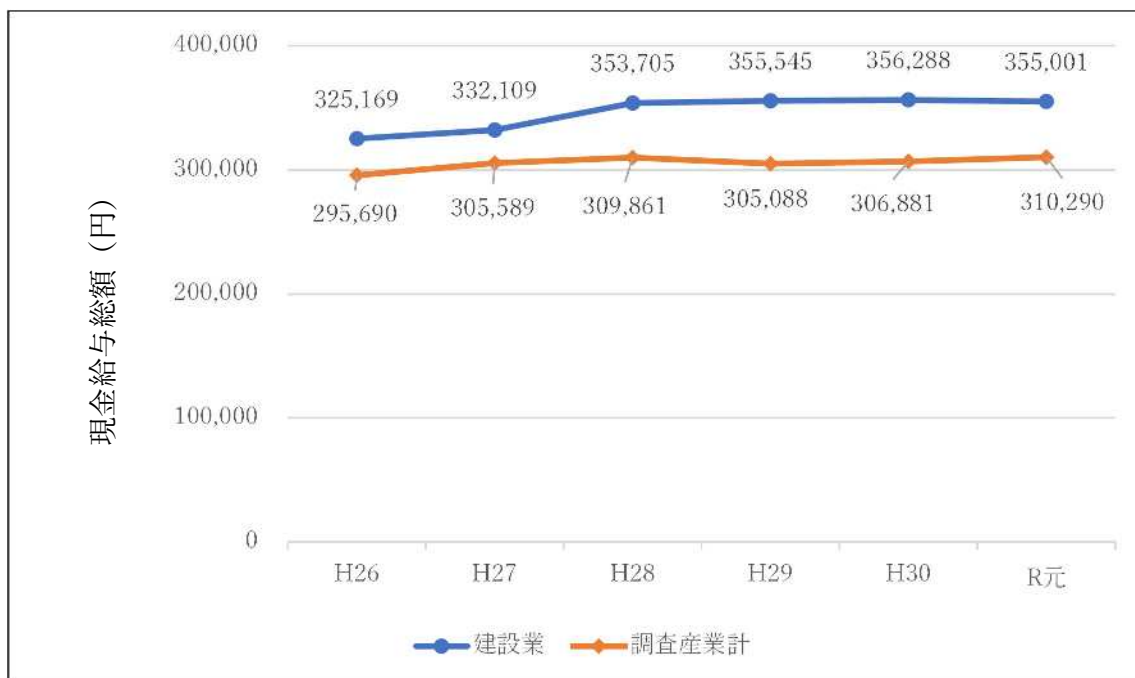
建設業においては、全国的には近年就業者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総実労働時間が長くなっている。

一方、福井県においては、県内の建設業の常用労働者数 5 人以上の事業所における、1 人あたりの現金給与総額については、全産業（調査産業計）の労働者よりも高い水準で推移しており、建設業就業者 1 人あたりの総実労働時間については全産業の労働者に比べて長くなっている。

また、建設業就業者のうち 55 歳以上の高齢層が占める割合は 37% を超えており、これは全産業の 34.2% を上回り、他産業と比べても高齢化が進んでいる。

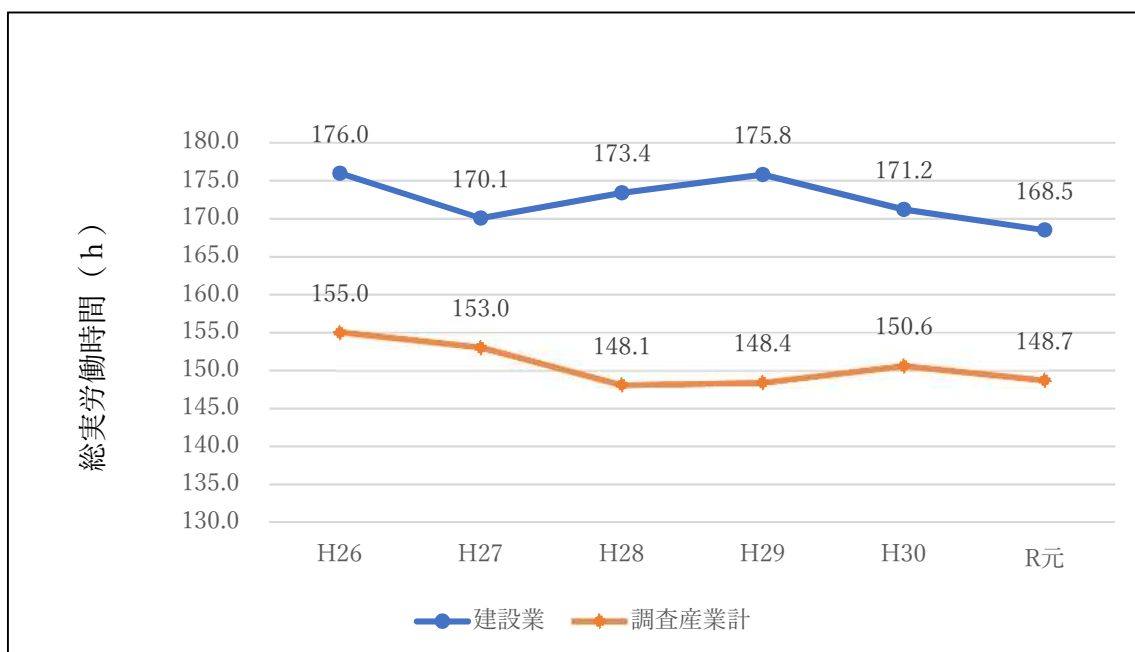
このような状況の中、他産業では一般的となっている週休二日の確保など労働時間の短縮による、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図り、建設業を魅力的な仕事の間とするとともに、外国人労働者・U I ターン者を含めた担い手の確保を進めていくことが急務である。

福井県内の建設業における賃金支給額推移（常用労働者数5人以上の事業所）



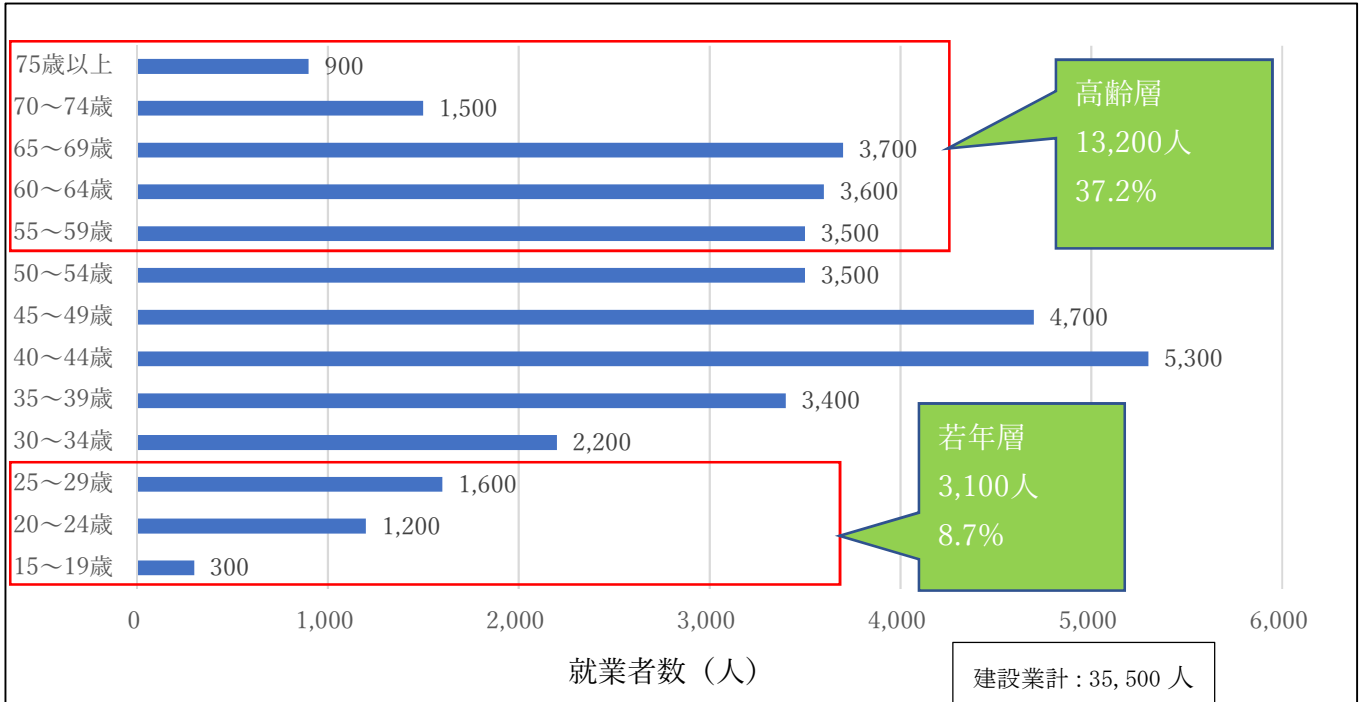
出典：毎月勤労統計調査 年平均（福井県統計情報課）

福井県内の建設業における労働時間数推移（常用労働者数5人以上の事業所）



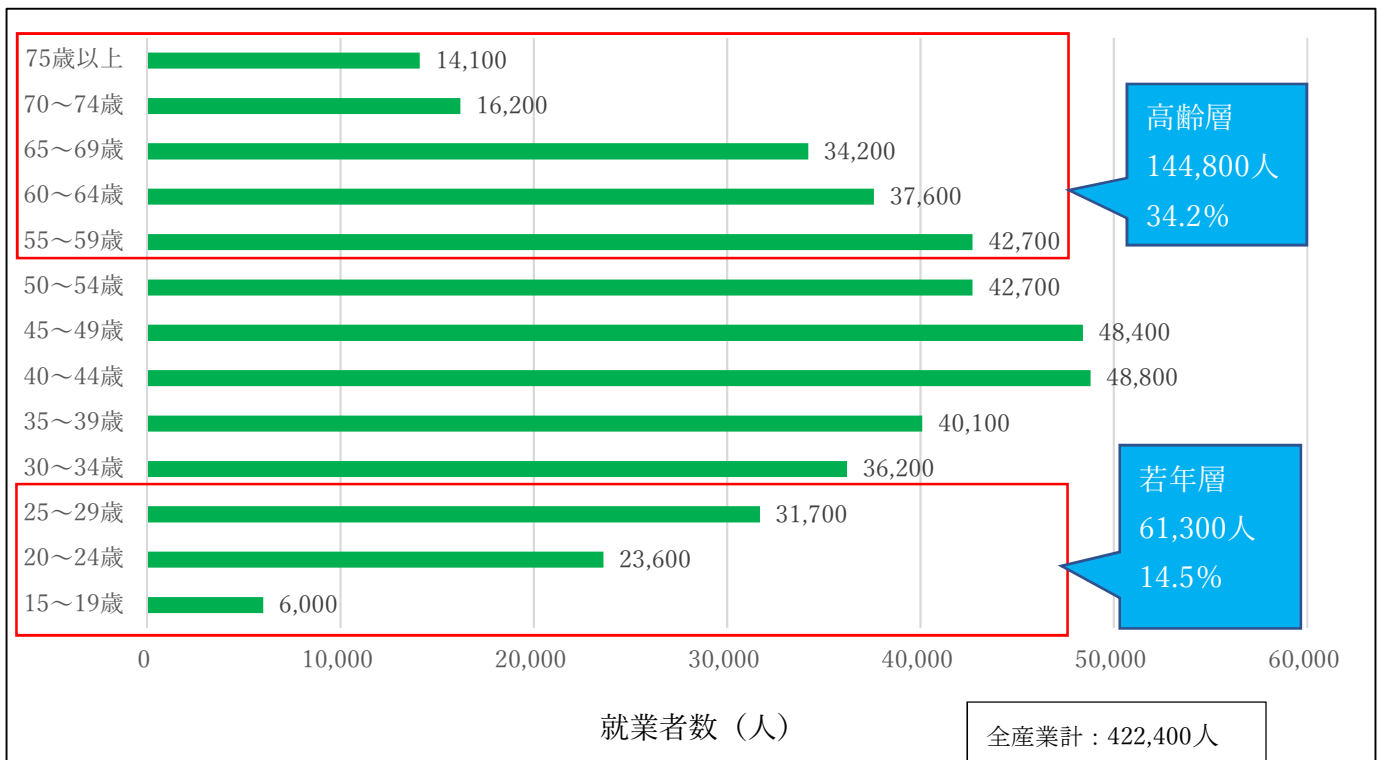
出典：毎月勤労統計調査 年平均（福井県統計情報課）

福井県の年齢階層別就業者数（建設業）（H29年）



出典：就業構造基本調査（総務省）

福井県の年齢階層別就業者数（全産業）（H29年）



出典：就業構造基本調査（総務省）

## 第1 建設工事従事者の安全および健康の確保に関する施策についての基本的な方針

### 1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全および健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人および下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人および下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、同法第19条の5の規定により、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約」の締結が禁止されており、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。

### 2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全および健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全および健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。



### 3. 建設業者等および建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

元請負人および下請負人の安全および健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全および健康に関する建設業者等および建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等および建設工事従事者が安全および健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

また、昨今福井県内においても感染者が確認されている新型コロナウイルスについて、建設工事の現場等における感染拡大防止を徹底することにより、建設工事従事者の安全および健康の確保を図ることが必要となっている。

### 4. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

建設工事従事者の安全および健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

### 5. 建設業における担い手の確保の推進

建設業就業者の高齢化が進む中、地域の基幹産業である建設業を持続可能な産業として発展させていくためには、建設業の魅力についての情報発信の強化、建設工事の現場等における就業環境の改善や外国人労働者の受入環境の整備などを通じた入職促進および離職防止、デジタル化による生産性向上に関する措置を講ずることなどにより、中長期的な担い手の確保を進めていくことが必要である。

また、建設業における中長期的な担い手を確保することは、建設業就業者1人当たりの業務負担の軽減につながるなど、安全および健康の確保を図る面からも有益である。

## 第2 建設工事従事者の安全および健康の確保に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全および健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われることが重要である。労働安全衛生法は、元請負人および下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることを建設業者等に周知することなどを通じ、法令遵守の徹底を図る。

#### 【主な施策・取組】

- ・最新の積算基準および適用単価を反映した適正な予定価格の設定

#### (2) 建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

#### 【主な施策・取組】

- ・債務負担行為の積極的な活用および適正かつ速やかな繰越手続などの予算執行上の工夫の実施
- ・県発注工事における週休二日工事の全面实施
- ・県発注工事における余裕期間制度（フレックス方式）工事の試行
- ・建設工事の発注見通しの公表および早期の発注

## 2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。

### 【主な施策・取組】

- ・適正な施工体制点検の実施
- ・「福井県建設工事元請下請適正化指導要綱」に定められる事項の遵守

## 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

### (1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

### (2) 一人親方等の安全および健康の確保

一人親方等の安全および健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を把握したときには、適切な災害防止対策の資料として活用する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全および健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。

### (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方の安全および健康の確保とあわせて、元請負人等を通じて一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を図る。

#### 4. 建設工事の現場の安全性の点検等

##### (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者および関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

##### 【主な施策・取組】

- ・工事成績評定における安全対策の適切な評価

##### 【関係機関・団体の主な取組】

- ・労働災害防止計画（5年単位）等を踏まえた関係者への指導・啓発の実施等、労働安全衛生対策の推進（福井労働局）
- ・労働災害防止セミナー、労働安全衛生教育講習会等の実施（福井県建設産業団体連合会、（一社）福井県建設業協会、福井県土木施工管理技士会）
- ・点検従事者への安全衛生教育および現場の安全衛生パトロールの実施（（一社）福井県測量設計業協会）

- ・現場代理人等を対象とする安全管理を含む現場管理のスキルアップを目的とした建築実務講習会の実施（（一社）福井県建築工業会）
- ・全国安全週間に合わせ現場に労働安全衛生に関する啓発垂幕、ポスターを掲示（（一社）福井県建築工業会）
- ・労働災害事例の説明等を含む安全衛生教育の実施（（一社）福井県建専連）
- ・元請事業者との合同安全パトロールや経営者安全パトロールの実施（（一社）福井県建専連）
- ・建設業労働災害防止協会等が実施する各種講習会等の会員への情報提供（（一社）福井県建専連、福井県鳶土工業協同組合）
- ・労働安全衛生法令、現場での労働安全衛生の具体的実施事項、労働災害の実例の紹介と対策、労働安全衛生に関する実技訓練などの労働安全衛生教育の実施（建設業労働災害防止協会福井県支部）

## （２） 建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及の促進

I C T建機やU A Vを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i - C o n s t r u c t i o n を推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

また、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる、国の「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

### 「用語の定義」

I C T：「Information and Communication Technology」情報通信技術

U A V：「Unmanned aerial vehicle」無人航空機（ドローン等）

### 【主な施策・取組】

- ・県発注工事における I C T活用工事の試行
- ・I C T関連機器等を整備する建設業者を支援（（一社）福井県建設業協会へ委託）
- ・熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

## 5. 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

### (1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

#### 【関係機関・団体の主な取組】

- ・労働災害防止計画（5年単位）等を踏まえた関係者への指導・啓発の実施等、労働安全衛生対策の推進（再掲）
- ・労働災害防止セミナー、労働安全衛生教育講習会等の実施（再掲）
- ・点検従事者への安全衛生教育および現場の安全衛生パトロールの実施（再掲）
- ・現場代理人等を対象とする安全管理を含む現場管理のスキルアップを目的とした建築実務講習会の実施（再掲）
- ・全国安全週間に合わせ現場に労働安全衛生に関する啓発垂幕、ポスターを掲示（再掲）
- ・労働災害事例の説明等を含む安全衛生教育の実施（再掲）
- ・元請事業者との合同安全パトロールや経営者安全パトロールの実施（再掲）
- ・建設業労働災害防止協会等が実施する各種講習会等の会員への情報提供（再掲）
- ・労働安全衛生法令、現場での労働安全衛生の具体的実施事項、労働災害の実例の紹介と対策、労働安全衛生に関する実技訓練などの労働安全衛生教育の実施（再掲）

### (2) 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全および健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全および健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等も含め、優良な工事を実施した建設業者を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

**【主な施策・取組】**

- ・ 福井県優良工事等事業者表彰および福井県優秀建設現場施工者知事表彰による安全への意識の醸成
- ・ 建設業者が行う就業環境改善等の取組への支援（（一社）福井県建設業協会へ委託）

**【関係機関・団体の主な取組】**

- ・ 労働災害防止計画（5年単位）等を踏まえた関係者への指導、法令の周知等、メンタルヘルス対策の推進（福井労働局）
- ・ 生活習慣病等に関する講習会の実施（（一社）福井県建専連）
- ・ 組合員およびその家族への健康診断費用等の補助、健康づくり活動の実施など健康管理の支援（福井県鳶土工業協同組合）

## 6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

### (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則に基づく墜落制止用器具の適正な着用などの措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る。

**【関係機関・団体の主な取組】**

- ・ 労働災害防止計画（5年単位）、墜落制止用器具のガイドライン等を踏まえた関係者への指導、法令の周知等、労働安全対策の推進（福井労働局）

## (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全および健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について国の調査・検討を踏まえた取組を行う。

### 【関係機関・団体の主な取組】

- ・労働災害防止計画（5年単位）、墜落制止用器具のガイドライン等を踏まえた関係者への指導、法令の周知等、労働安全対策の推進（再掲）
- ・若手・若職への実技技能講習、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業講習や足場組立等作業主任者能力向上教育等の講習会の実施（福井県鳶土工業協同組合）

## 7. 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、令和元年6月に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」（以下「改正建設業法等」という。）および令和2年8月に公布された「建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）」による建設業許可・更新時の適切な社会保険への加入の許可要件化、公共工事における未加入業者の排除等の対策や国の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂等、官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

また、福井県では入札参加資格審査において、社会保険に加入し、かつ、その保険料に未納がないことを審査要件としているほか、個別の入札案件についても、保険料に未納がないことを入札参加要件としている。

さらに、「福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱」において、個別入札案件に参加する際、社会保険未加入業者と下請契約を締結しないことを下請契約締結に当たっての遵守事項としている。

その結果福井県においては、公共事業労務費調査（平成元年10月）によると、企業で100%、労働者で92%と高い社会保険加入率を示している。

（全国平均：企業98%、労働者88%）

一方で、未だ未加入の建設業者および建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、関係機関・団体等と連



携し、引き続き、法定福利費の適切な確保および建設業者および建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等および建設工事従事者に対し周知を徹底する。

なお、社会保険未加入対策を行うに当たっては、適用が除外される建設業者等について、誤った加入指導が行われないよう留意する。

#### 【主な施策・取組】

- ・入札参加資格審査における社会保険加入の要件化
- ・個別入札案件参加における社会保険料の完納の入札参加要件化
- ・「福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱」による下請事業者への社会保険加入の確認

### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、国の動向を踏まえ、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。

#### 【主な施策・取組】

- ・各種説明会および建設業許可申請時等の機会を通じた周知を実施

### (3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことなどが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、時間外労働の上限規制や有給休暇の取得義務化等の措置を講ずるため、平成 30 年 7 月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」等を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスキアの充実等の取組を推進する。

**【主な施策・取組】**

- ・土木工事書類作成マニュアル等の策定による工事関係書類の削減・簡素化および工事検査等における事務の省力化
- ・県発注工事における週休二日工事の全面実施（再掲）
- ・建設業者が行う就業環境改善等の取組への支援（再掲）
- ・債務負担行為の積極的な活用および適正かつ速やかな繰越手続などの予算執行上の工夫の実施（再掲）
- ・県発注工事における余裕期間制度（フレックス方式）工事の試行（再掲）
- ・建設工事の発注見通しの公表および早期の発注（再掲）
- ・県発注工事におけるICT活用工事の試行（再掲）

**8. 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する措置**

福井県内においても感染者が確認されている新型コロナウイルスについて、建設工事の現場等における感染拡大防止を徹底することで、建設工事従事者の安全および健康の確保を図ることが必要となっている。

このため、福井県では新型コロナウイルス関連の影響を受けた建設業者等に対して、工期の延長や請負代金の変更を行うとともに、Webによる工場検査や電子メールによる監督確認等の対策を実施し、あわせて建設業者等に対して、国の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく対応の周知等を実施している。

**【主な施策・取組】**

- ・新型コロナウイルス関連の影響を受けた建設業者から工事の一時中止などの申し出があった場合には、協議を行った上で、工期延長や請負代金の変更を実施
- ・Webを活用した工場検査や電子メールによる監督確認等の実施
- ・建設業者等に対して、国の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づく対応の周知を実施
- ・建設業者との対面による事務手続きを極力避けるため、小額の建設工事等における見積合わせについて電子入札に切り替えを実施

**【関係機関・団体の主な取組】**

- ・建設業者等において適切な感染防止対策が図られるよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の周知等を実施（福井労働局）

## 9. 建設業における担い手の確保の推進

### (1) 建設業におけるイメージアップの推進

福井県では、建設業のイメージアップを図るため、PR動画や小冊子を作成しており、動画については若年層の目に触れやすく、親しみやすい媒体としてYouTubeや映画館などで放映するとともに、外国人労働者を呼び込むため、ベトナム語など6か国語のナレーションと字幕をつけ、県内の外国人技能実習生監理団体へ配布している。

小冊子については県ホームページでの公開や、県内の工業高等専門学校や県立高等学校、中学校等に配布している。

さらに、企業参加型のカジュアルなPR動画の作成や、高校生等を対象とした体験型PR会などを実施する。

これらの施策により、根強く残る建設業の古いイメージ（3K：きつい、汚い、危険）を払しょくし、新たな建設業の魅力を発信していく。

#### 【主な施策・取組】

- ・イメージアップのためのPR動画や小冊子を作成（（一社）福井県建設業協会へ委託）
- ・イメージアップのためのPR動画への外国語（ベトナム語、ミャンマー語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、英語）のナレーションと字幕の付与
- ・企業参加型のカジュアルなPR動画の作成（（一社）福井県建設業協会へ委託）
- ・高校生等を対象とした体験型PR会の実施（（一社）福井県建専連へ委託）
- ・現場見学会および出前授業の実施

### (2) 建設業における入職促進および離職防止

福井県では、県内の建設業における高齢化が進行する中、中長期的な担い手を確保するため、働き方改革等をテーマとした経営者セミナーや女子学生と女性技術者との交流会を開催するとともに、建設業者が行う建設工事の現場等の就業環境改善のための設備整備や若手研修への支援を実施している。

また、新たな在留資格「特定技能」の創設等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）」が平成30年12月に公布されたこと等も踏まえ、外国人労働者の受入を考える建設業者等に向けて、外国人労働者に係る受入制度や、受入の際の外国人労働者への対応の留意点等をテーマとしたセミナー

一を開催するとともに、外国人労働者を受入れる建設業者に対し、海外での採用活動に係る経費や外国人労働者用の賃貸住居に係る経費の支援などを実施している。

今後は、経営者だけでなく実際に若手技術者等を教育する指導者向けのセミナーや若手技術者等の交流会の実施や、県と建設業関係団体による「福井県建設産業ネットワーク（仮称）」を構築し、県外からの移住者等が建設業者で研修し、希望する事業者就職する体制を整備する「ふくい建設産業カレッジ」を開設するとともに、外国人労働者を受入れる建設業者に対する日本語教育に係る費用の支援や、さらなる受入拡大のため、送り出し国の行政機関等との将来的な協定締結に向けた海外視察を実施する。

これらの施策により、建設業への入職を促進するとともに離職を防止し、必要な人材の確保を図る。

#### 【主な施策・取組】

- ・イメージアップのためのPR動画や小冊子を作成（再掲）
- ・イメージアップのためのPR動画への外国語（ベトナム語、ミャンマー語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、英語）のナレーションと字幕の付与（再掲）
- ・企業参加型のカジュアルなPR動画の作成（再掲）
- ・高校生等を対象とした体験型PR会の実施（再掲）
- ・現場見学会および出前授業の実施（再掲）
- ・経営者セミナーや指導者セミナー、若手交流会、女子学生と女性技術者との交流会を開催（（一社）福井県建設業協会へ委託）
- ・建設業者が行う就業環境改善等の取組への支援（再掲）
- ・「福井県建設産業ネットワーク（仮称）」による「ふくい建設産業カレッジ」の開設
- ・外国人労働者を受入れる建設業者向けセミナーの開催および、賃貸住居や日本語教育等に係る経費の支援
- ・外国人労働者の送り出し国の行政機関等との将来的な協定締結に向けた海外視察の実施

#### 【関係機関・団体の主な取組】

- ・高校生対象の現場見学会の実施（（一社）福井県建設業協会）

### (3) 建設業におけるデジタル化による生産性向上

福井県では、ICT関連機器等を整備する建設業者への支援や県発注工事におけるICT活用工事の試行、工事成績評価におけるICT活用工事の適切な評価などを行い、生産性向上を図っている。

今後は、「工事関係書類のペーパーレス・電子決裁検討会」を設置し、工事関係書類の電子化を実施していく。

#### 【主な施策・取組】

- ・ ICT関連機器等を整備する建設業者を支援（再掲）  
（（一社）福井県建設業協会へ委託）
- ・ 県発注工事におけるICT活用工事の試行（再掲）
- ・ 「工事関係書類のペーパーレス・電子決裁検討会」の設置

### (4) 建設業における円滑な事業承継の推進

建設業における事業承継については、改正建設業法等に建設業許可を受けた地位の承継について規定されるなど、重要な課題として認識されている。

福井県では、改正建設業法等に基づく、許可を受けた地位の承継等について建設業者等に対して適切な周知を図るとともに、「福井県建設産業ネットワーク（仮称）」において円滑な事業承継支援を実施していく。

### **第3 計画の推進体制等**

#### **1. 県計画の推進体制**

建設工事従事者の安全および健康の確保については、厚生労働省福井労働局、国土交通省近畿地方整備局、建設業関係団体等と連携を図りつつ、本計画の施策の推進を図る。

#### **2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し**

本計画に定める施策について、国の基本計画の変更等があった場合には、見直し・検討を行い、必要があると認めるときは速やかにこれを変更する。

<参考資料>

## 計画策定経過

令和2年9月4日

○福井県建設工事従事者安全健康確保推進会議（第1回）

- ・「福井県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」（案）について
- ・各関係機関、団体の施策・取組について
- ・計画（案）に関する各関係機関、団体からの意見について

令和2年11月17日

○福井県建設工事従事者安全健康確保推進会議（第2回）

- ・「福井県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」（案）について
- ・計画（案）に関する各関係機関、団体からの意見について

## 福井県建設工事従事者安全健康確保推進会議委員名簿

| 氏 名    | 役 職 名                              | 区 分  |
|--------|------------------------------------|------|
| 坂川 進   | 一般社団法人福井県建設業協会会長<br>福井県建設産業団体連合会会長 | 関係団体 |
| 関 剛摩   | 福井県土木施工管理技士会会長                     |      |
| 中西 誠一郎 | 一般社団法人福井県測量設計業協会会長                 |      |
| 広川 幸則  | 福井県鳶土工業協同組合理事長                     |      |
| 房川 正己  | 一般社団法人福井県建専連会長                     |      |
| 見谷 貞次  | 一般社団法人福井県建築工業会会長                   |      |
| 山本 治和  | 建設業労働災害防止協会福井県支部支部長                |      |
| 梅村 渉介  | 厚生労働省福井労働局労働基準部健康安全課長              |      |
| 高城 辰哉  | 国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課長            |      |
| 坂川 慶介  | 福井県土木部公共建築課長                       | 県機関  |
| ◎法山 雅浩 | 福井県土木部土木管理課長                       |      |

(区分ごとの五十音順) ◎は委員長





## 福井県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画

策 定：令和3年3月

発 行：福井県（土木部土木管理課）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0470

FAX 0776-22-8164

Eメール [kanrika@pref.fukui.lg.jp](mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp)